

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

安城市長 三星 元人

市町村名 (市町村コード)	安城市 (23212)
地域名 (地域内農業集落名)	東端町農用地利用改善組合 (東端)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年11月21日

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

## 1 地域における農業の将来の在り方

## (1) 地域農業の現状及び課題

- ・米作については、2人の営農者を主体とした集約化が進んでいる。また、他の耕作者も機械不足や高齢化などの理由により2人の営農者に委託する傾向にある。  
→当面は問題ないが、営農者が2人と少ないため、営農者が体調不良等になった場合の対応が困難な状況にある。

## (2) 地域における農業の将来の在り方

- ・米作については、2人の営農者への集約化をさらに進めていく。
- ・施設経営については、現在の施設認定者(チンゲン・キュウリ、ナス)を中心に維持拡大を進めていく。
- ・畠地については、圃場整備や給排水施設の整備を進めることで耕作地の拡大を進めていく。

## 2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

## (1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	106.4 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	106.3 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

## (2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

### 3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

#### (1) 農用地の集積、集約化の方針

- ・小規模農家に対し「集約化のメリット」等の啓蒙活動を行う。
- ・畠地の集約化については、圃場整備・給排水施設の整備を行うことを前提に小規模農家をはじめ施設経営者及び営農者への啓蒙活動を行う。

#### (2) 農地中間管理機構の活用方針

- ・水田については、認定農業者(営農)を中心に集積・集約化を進め、中間管理権(利用権設定)を進める。
- ・用水及び農道の草刈りについては、東端環境保全会の協力を得て、維持改善に努める。

#### (3) 基盤整備事業への取組方針

- ・水田については概ね基盤整備が行われたと認識している。
- ・荒井工区(荒井用水のパイプライン化)の早期着手の推進に努める。
- ・排水不良の水田の圃場整備を推進する。

#### (4) 多様な経営体の確保・育成の取組方針

東端環境保全会(多面的機能支払交付金活動)、営農者、地権者及び維持管理課と連携して凹凸が酷い農道整備や用排水路の維持管理を行っていく。

#### (5) 農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針

検討予定なし。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④畠地化・輸出等	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携等	<input checked="" type="checkbox"/>	⑩その他

#### 【選択した上記の取組方針】

ジャンボタニシ駆除を人海戦術(地権者、環境保全会、町内会役員)で実施しているが、十分な成果が得られていない為、実施方法の再検討が必要である。